

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び
長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の
特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令の概要

1 趣旨

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の規定に基づき、同項及び同条第四項の規定により延期された地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について、延期後の選挙期日（特例選挙期日）を定める。

2 特例選挙期日

宮城県及び福島県の議会の議員の選挙並びに宮城県及び福島県の12市町村の議会の議員又は長の選挙について、特例選挙期日を定める。

※ 今回の改正により、東日本大震災により延期された地方公共団体の議員又は長の特例選挙期日は、全て定めることとなる。

団 体 名	特 例 選 挙 期 日
宮城県 宮城県のうち 名取市、亶理町、山元町、 女川町	平成23年11月13日
福島県 福島県のうち 相馬市、川俣町、広野町、 川内村、大熊町、双葉町、 葛尾村、新地町	平成23年11月20日

3 施行期日

公布の日から施行する。